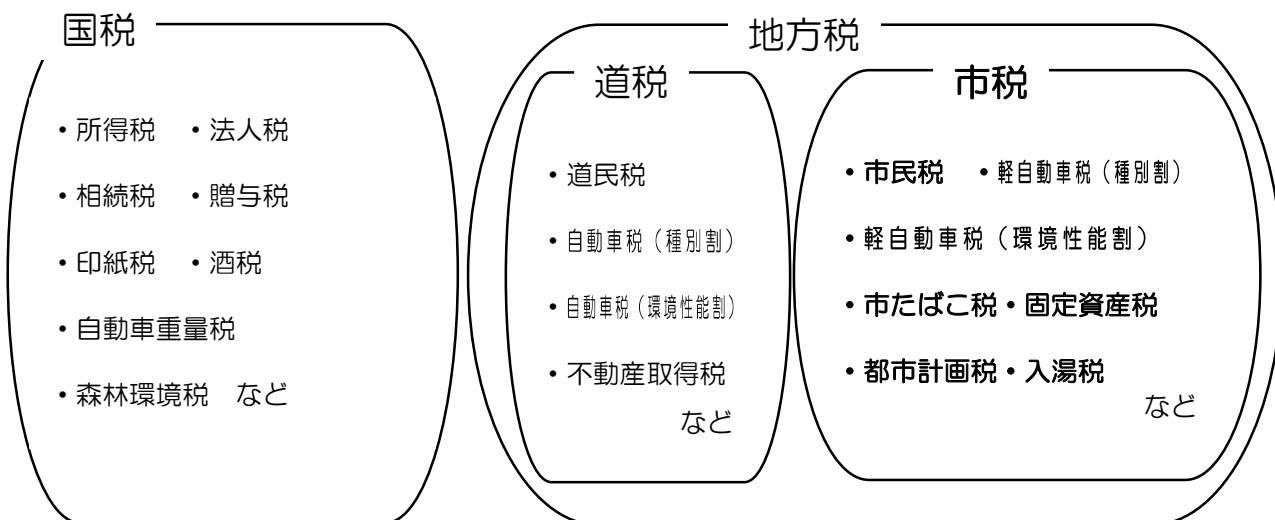


はじめに

国や北海道、石狩市は市民生活がより良くなるよう、さまざまな仕事（事業）を行っています。そのために必要な費用を税金としてみなさまに負担していただいております。その税金は種類によって、納める先が以下のように異なっています。



この「市税のしおり」では、石狩市に納めていただく市税についてまとめています。市税についてより理解を深めていただければ幸いです。

第1章 市税

1 市民税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

(1) 市民税の種類

市民税には、個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれ均等の額によって負担する均等割と、所得金額に応じて負担する所得割（法人の場合には法人税割）から構成されています。また令和6年度から、森林環境税（国税）が導入され、個人の均等割と併せて徴収されることとなりました。

